

東京都緩和ケア研修会（多職種）事業実施要綱

（制定）平成31年 3月29日付30福保医政第1966号

（改定）令和 2年 3月23日付31福保医政第2104号

（改定）令和 3年 3月22日付 2福保医政第1909号

第1 目的

本事業は、研修プログラムや研修の機会が確保されている医師・歯科医師以外の医療従事者を対象とした基本的緩和ケアに係る研修を実施し、地域の医療機関における基本的緩和ケアの普及を図り、自主的な研修を促すことで基本的緩和ケアの知識や技術の充足、地域における緩和ケアの円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

第2 事業の実施主体

第3に定める事業の実施主体は、都内の都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、東京都がん診療連携拠点病院及び東京都がん診療連携協力病院（以下「拠点病院等」という。）とする。

第3 事業内容

この要綱に基づき実施する事業の内容は、次のとおりとする。

1 研修事業（共通編）

(1) がん診療に携わる医療従事者として必要な下記項目に関する知識や技術についての講義を行う。ただし、令和元年度に本事業で作成した研修プログラム及びテキストを使用する。

なお、研修実施病院における緩和ケアの実態等、本研修の目的に敵う範囲で、その他の内容を含めることは差し支えないものとする。

ア 基本的緩和ケアに関すること。

イ 医師及び歯科医師以外でがん診療に携わる医療従事者が、共通で知るべき内容

(2) 実施地域

本事業の実施地域は、島しょを除く都内12のがんの医療圏（以下「医療圏」という。）において、原則として、拠点病院等がそれぞれ担当する医療圏で実施する。都道府県がん診療連携拠点病院については都内全域を対象とする。

(3) 研修講師

拠点病院等に勤務する医師などの医療従事者とする。

(4) 対象者（受講者）

薬剤師、リハビリ職（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士をいう。以下同じ。）、相談職（医療ソーシャルワーカー、公認心理師、臨床心理士等をいう。以下同じ。）、栄養士等で、医師及び歯科医師以外で上記（2）の地域においてがん診療に携わる医療従事者とする。ただし、拠点病院等の医療従事者も含むものとする。

(5) 開催回数

1年度内に医療圏で1回開催を基本とする。

(6) 周知方法

ア 開催日時や場所等については、都と協議の上、対象者へ周知する。

イ 周知に当たっては、研修の目的及び本研修は、東京都がん診療連携協議会の取組の一環として実施することを研修案内で明記するとともに、研修内においても説明する。

ウ 広く（４）の対象者に参加を促すよう努める。

2 研修事業（職種別編）

（１）がん診療に携わる医療従事者として必要な下記項目に関する知識や技術についての講義を行う。ただし、令和２年度に本事業で作成した研修プログラム及びテキストを使用する。

なお、研修実施病院における緩和ケアの実態等、本研修の目的に敵う範囲で、その他の内容を含めることは差し支えないものとする。

ア 基本的緩和ケアに関すること。

イ 医師及び歯科医師以外でがん診療に携わる医療従事者が、各職種別で知るべき内容

（２）実施地域

本事業の実施地域は、島しょを除く都内１２の医療圏において、原則として、拠点病院等がそれぞれ担当する医療圏で実施する。都道府県がん診療連携拠点病院については都内全域を対象とする。

（３）研修講師

拠点病院等に勤務する医師などの医療従事者とする。

（４）対象者（受講者）

薬剤師、リハビリ職、相談職、栄養士等で、医師及び歯科医師以外で上記（２）の地域においてがん診療に携わる医療従事者とする。ただし、拠点病院等の医療従事者も含むものとする。

（５）開催回数

各職種ごとに、１年度内に医療圏で１回開催を基本とする。

（６）周知方法

ア 開催日時や場所等については、都と協議の上、対象者へ周知する。

イ 周知に当たっては、研修の目的及び本研修は、東京都がん診療連携協議会の取組の一環として実施することを研修案内で明記するとともに、研修内においても説明する。

ウ 広く（４）の対象者に参加を促すよう努める。

3 その他、東京都緩和ケア研修会（多職種）に関し、福祉保健局長が必要と認める事業

第４ 研修事業等に係る経費の補助

知事は、拠点病院等の開設者（独立行政法人病院、国立病院及び都立病院を除く。）が、第３で定める研修事業等の実施に要する経費について、別に定める「東京都緩和ケア研修会（多職種）事業補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で補助を行うことができる。

第５ その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。